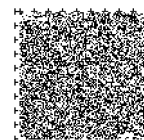


中西委員提出資料

「勞働問題」



東京都障害者施策推進協議会第3回専門部会「労働問題」

1 コロナ禍における在宅勤務時間中の介助について

(制度的制約)

重度訪問介護の利用者がコロナ禍で通勤ができず在宅勤務になり、職場では介助が得られたが在宅では仕事上必要な介助はしてはならない規定があり使えない。

(制度緩和)

コロナ禍の異常事態では特例措置で仕事上で重度訪問介護を使えるようにしていただきたい。

国の「障害者介助等助成金及び重度障害者等通勤対策助成金の拡充」の利用ができないか。

2 施設から地域へ移行した行動障害者が重度訪問介護を利用して B 型作業所で働く場合、作業所側は介助者を連れてくるならば受け入れできるが、単独で来られても対応できないと断られる。地域で暮らす行動障害を持つ知的障害者は、行き場がないので今のままの制度では暮らしていけない。

(制度的制約)

重度訪問介護を A、B 型作業所など働く場でも使えるように根本的な制度設計の変更を迫られているが、制度を変えていくためには、東京都が率先して独自予算で地域移行のモデル事業として「作業所内での重度訪問介護利用のモデル事業」を始める必要がある。

(制度緩和)

モデル事業の実績を厚労省に示し、施設地域移行が第 2 段階を迎え、重度行動障害者など施設でもグループホームにも適応できない行動障害者が地域で生きていくためのサービスを拡大していくことが、国連の権利条約に則った「誰もが地域で暮らしていけるサービスを作ること」に合致する。

